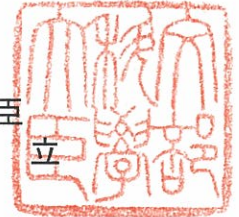




20諸文科振第1049号
平成20年12月8日

アスビオファーマ株式会社生物医学研究所
取締役研究所長
南 竹 義 春 殿

文 部 科 学 大 臣
塩 谷



ヒトES細胞使用計画の確認について

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」第56条の規定に基づき、平成20年10月31日付けで申請のありましたヒトES細胞使用計画「ヒト胚性幹細胞を用いた心筋細胞への分化誘導法開発に関する研究」の変更(使用の方法及び期間の変更)について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会において検討を行いました結果、同指針に適合していることを確認しました。

ヒトES細胞使用計画の実施に際しての注意事項

文部科学省 研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

1. 使用機関は、ヒトES細胞の使用計画を実施するにあたっては、当該計画について検討を行った使用機関の機関内倫理審査委員会及び科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞等研究専門委員会における指摘等を十分踏まえ、使用計画を実施するようお願いします。
2. また、使用計画の実施期間中は、下記の事項をはじめとする指針の遵守についてご配慮をお願いします。

記

- ① 確認を受けた計画を変更しようとする場合は、その是非について使用機関内で十分に検討を行い、機関の長が了承する際には、文部科学大臣に確認を求めること（ただし、研究者の変更については、機関の長が了承した後に文部科学大臣への届出）。（第53条、第54条、第55条、第56条）
- ② 使用機関の名称及びその所在地並びに機関の長の氏名の変更があった場合は、速やかに文部科学大臣に届け出ること。（第56条第4項）
- ③ 使用責任者は、使用の進行状況等について使用機関の長及び倫理審査委員会に随時報告し、必要な指示等を受けること。（第57条）
- ④ ヒトES細胞由来の分化細胞を他の機関に譲渡する場合は、その妥当性について機関内で十分に検討を行い、機関の長が了承を行った後にその旨を文部科学大臣に随時報告すること。（第47条）

以上